不在者投票制度をご存じですか？

不在者投票なら全国どこでも
最寄りの選挙管理委員会で
投票することができます！

※新潟県知事と新潟県議会議員の選挙は新潟県外に
　転出した場合は投票できません
※妙高市長と妙高市議会議員の選挙は妙高市外に
　転出した場合は投票できません

詳しくは裏面をご覧ください

〈お問い合わせ〉
〒９４４－８６８６　新潟県妙高市栄町５番１号
妙高市選挙管理委員会（総務課総務法制係内）
電話　０２５５－７４－０００１

選挙管理委員会ホームページ

【投票の手続き】

１　投票用紙等を請求する

「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入の上、妙高市選挙管理委員会に直接又は郵送により提出してください（電子メールやファクシミリでは提出できません）

２　投票用紙を受け取る

３　届いた書類一式を最寄りの市区町村選挙管理委員会へ持参する

４　最寄りの市区町村の選挙管理委員会で投票する

ご自宅で記入したものは無効となりますので必ず最寄りの選挙管理委員会で投票してください

不在者投票ができる場所については、あらかじめ最寄りの市区町村選挙管理委員会にお問合せください

５　記載済みの投票用紙等が妙高市選挙管理委員会に送付される

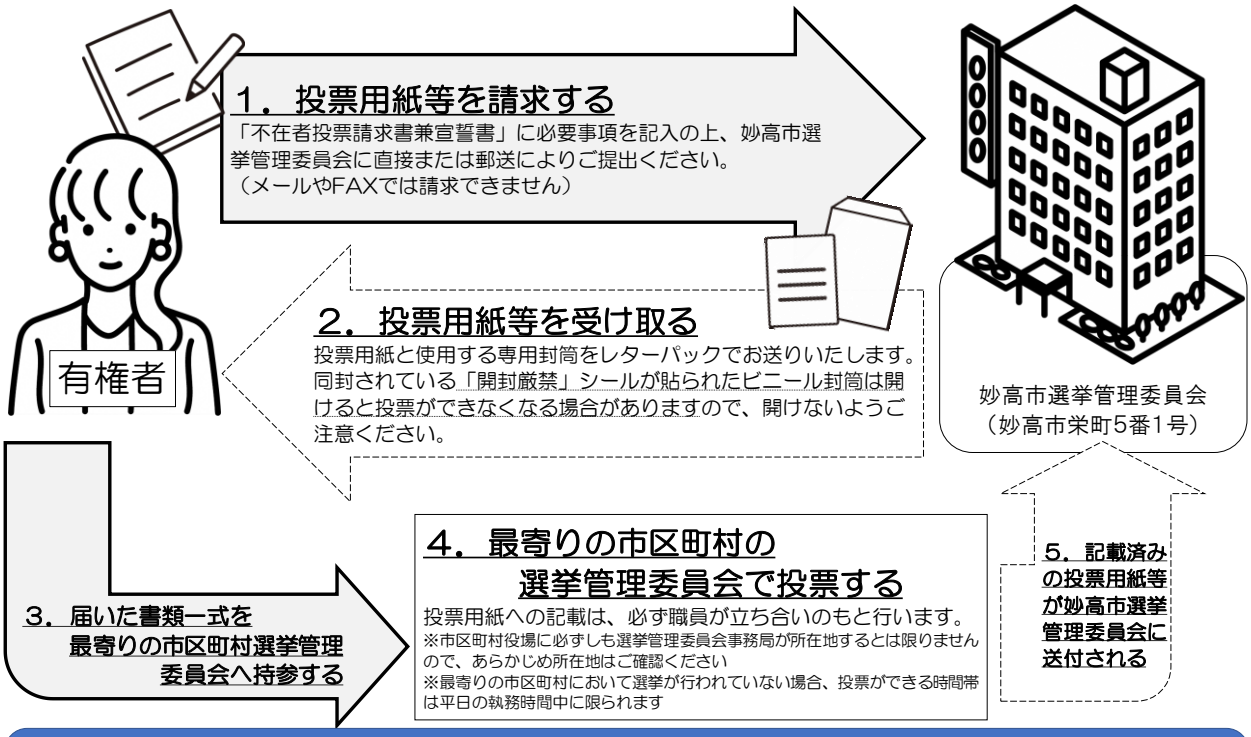

※不在者投票は郵送で行うため郵送にかかる時間を見込んでお手続きください（投票用紙等の請求は告示日前でも可能です）

【ご注意ください】

・投票用紙等が送付された後、帰省などの都合により妙高市内の期日前投票所又は当日投票所で投票する場合には、投票前に交付された投票用紙等を返還する必要がありますので、必ずご持参ください

・不在者投票を希望されるかたに費用負担はありませんが、選挙期日前日までに投票されなかった場合は、ご自身で妙高市選挙管理委員会に返送していただく必要があります

※選挙期日以後に最寄りの市区町村選挙管理委員会へ投票用紙等を持参しても受け取ることができません